

船舶事故等調査報告書

平成25年10月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012広第183号
事故等種類	運航阻害
発生日時	平成24年9月3日 19時18分ごろ
発生場所	愛媛県今治市大島南方沖 今治市所在の竜神島灯台から真方位161°750m付近 (概位 北緯34°05.9′ 東経133°01.8′)
事故等調査の経過	平成24年10月5日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	ケミカルタンカー 第十二興洋丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	140144、興洋海運株式会社
乗組員等に関する情報	機関長、五級海技士（機関）
死傷者等	なし
損傷	主機用排気ガスタービン過給機（以下「過給機」という。）が損傷
事故等の経過	本船は、船長及び機関長ほか4人が乗り組み、今治市菊間港に向け、主機を回転数毎分約330とし、約10ノットの対地速力で来島海峡東口付近を西進中、平成24年9月3日19時18分ごろ、竜神島灯台から真方位161°750m付近において、機関室から異音が発生した。 本船は、減速して航行を続け、周辺の安全を確認した上、今治市今治港沖に錨泊して機関室を点検したところ、過給機が損傷していることが判明し、修理のために愛媛県西条市壬生川港へ向かい、整備業者に依頼して修理を行った。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1 海象：海上 平穏
その他の事項	本船は、主機の燃料油としてA重油を使用していた。 主機は、本インシデント発生時における総運転時間が約41,250時間であり、1か月当たり、約400時間運転されていた。 本船は、過給機について、潤滑油の交換及びブロウ側の薬品洗浄を毎月1回実施していた。 本船は、本インシデント後、応急運転としての無過給運転を試みようとしたが、専用工具の所在が分からず、断念した。 本船は、本インシデント後、過給機を開放したところ、ローター軸のタービン側軸端が著しく過熱して軸受が破損し、タービン翼がケーシングと接触していることが確認された。

<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 あり なし</p> <p>本船は、来島海峡東口付近を西進中、過給機タービン側軸受が過熱して焼損し、タービン翼がケーシングと接触したことから、過給機の回転が低下して主機の通常運転ができなくなり、運航が阻害されたものと考えられる。</p> <p>過給機タービン側軸受が過熱した要因については、明らかにすることができなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本インシデントは、夜間、本船が、来島海峡東口付近を西進中、過給機タービン側軸受が過熱して焼損し、タービン翼がケーシングと接触したため、過給機の回転が低下して主機の通常運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過給機潤滑油の交換時には、軸受部、油だめ、給油装置及び給油路等への異物の混入の有無を入念に点検し、構成部品が正常に取り付けられていることを確認すること。</li> </ul>